平成２７年（フ）第３２４号
愛知県豊田市大林町９丁目132番地　第３大林和風寮
破産者　古屋　圭介
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
山口県玖珂郡和木町和木３丁目２番39号（開始決定時の住所）山口県岩国市平田６丁目23番５－９号
破産者　池見　浩三
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第８２号
山口県玖珂郡和木町和木３丁目２番39号（開始決定時の住所）山口県岩国市平田６丁目23番５－９号
破産者　池見　加代
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２４号
高知県四万十市楠島1878番地３、申立時の住所高知県四万十市渡川１丁目３番11号
破産者　平田　泰三
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４４５号
熊本市中央区水道町３番31－1201号　クレヴィータ上通り
破産者　山下　元範
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8277番地、申立時の住所鹿児島県霧島市国分中央２丁目16番24号　セジュール西戸崎Ｂ101
破産者　徳富　亮次
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５０号
佐賀県伊万里市大坪町甲2876番地５
破産者　有田喜美子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16803番地２
破産者　宮川産婦人科こと　宮川　　暁
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２２９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―1003号、住民票上の住所北九州市小倉北区須賀町17番11号
破産者　岡本時夫こと　朴　　時榮
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３１３号
北九州市八幡東区高見３丁目４番７号
破産者　中原　輝哉
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１６号
札幌市清田区里塚２条６丁目１番３―508号
破産者　前田　光男
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８７号
北海道北見市緑ヶ丘６丁目９番30号、開始決定時の住所北海道千歳市文京１丁目２番地の１　スカイピアＤ202号
破産者　滝　龍一郎
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０２号
札幌市東区北34条東20丁目６番10号、開始決定時の住所札幌市西区西野２条９丁目２番３号　福田マンション201号
破産者　西川　　清
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８８号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地９―503
破産者　豊川　正行
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
青森県五所川原市大字原子字山元190番地４
破産者　松山　則子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
山形県米沢市中央３丁目10番40号
破産者　山田栄吉種苗店こと　山田栄一郎
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第９５号
「平成26年11月30日までの住所」山形県南陽市島貫511番地の３
破産者　竹田　　泉（開始決定時の姓岸）
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部